

令和5年度 第5回 赤磐市地域公共交通会議議事録

日時：令和5年10月17日（火）10：00～11：20

会場：赤磐市役所 本庁2階大会議室

1. 開会

会長挨拶

前回会議内容の確認

2. 協議事項

(1) 赤磐市地域公共交通計画（素案）について

◇資料説明

事務局：資料1をご覧ください。赤磐市地域公共交通計画（素案）についてご説明をいたします。

1ページをご覧ください。この赤磐市地域公共交通計画につきましてはご承知のように令和5年度に期間満了となります。赤磐市地域公共交通網形成計画の実績や評価を踏まえ、後続の計画として、地域の特性に応じた生活交通の確保を推進するとともに、持続可能な公共交通ネットワークの構築を図るために策定をしたものでございます。計画の策定の協議にあたっては、今年度の当初より委員の皆さまには、基本理念、基本方針、基本目標の決定から具体的な施策、評価指標、目標値の決定をいただいたところございまして、本日素案ができあがりしましたので、ご協議をお願いいたします。

それでは1ページをお願いいたします。第1章「はじめに」でございまして、1. 計画策定の趣旨、2には計画の位置づけ、3には計画の範囲と対象、4には計画期間を掲載しております。2ページ目の3. 計画の範囲と対象につきましては、計画の範囲は赤磐市全域とし、対象は鉄道、民間路線バス、市民バス、タクシー等の公共サービスであります。その他の交通手段として、スクールバスや施設の送迎車等を含めて資源を総動員し、市民や来訪者の移動手段を確保していきます。なお、介助等が必要な人の移動手段については、福祉施策と連携して確保していきます。次に4の計画期間につきましては、令和6年度から令和10年度の5年間でございます。

次に3ページをお願いいたします。第2章は、地域の現状でございまして。説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に8ページでございまして。第3章は公共交通の現状でございまして。9ページには、バスの運行状況を掲載しております。また10ページには、令和3年度に実施しましたアクセシビリティマップによる分析結果、14ページからは、令和4年度に実施しましたアンケートの調査結果

果、20 ページから 22 ページには、岡山県が令和 4 年度に実施いたしました、パーソントリップ調査の結果を掲載しております。また 23 ページ、24 ページには令和 4 年度に実施をいたしました、関係機関へのヒアリングの調査結果を掲載しております。

次に 25 ページをお願いします。第 4 章は上位・関連計画におけるまちづくりの理念・方針でございます、25 ページには上位計画として、第 2 次赤磐市総合計画の理念、基本構想、まちづくりの方針・進め方を掲載しております。28 ページには関連計画としまして、岡山県南広域都市計画区域マスタープランを掲載しております。30 ページには赤磐市都市計画マスタープラン、つづいて 32 ページには、赤磐市立地適正化計画、36 ページにはその他の関連計画といたしまして、赤磐市まち・ひと・しごと創生総合戦略、第 2 期岡山連携中枢都市圏ビジョン、赤磐市過疎地域持続的発展計画、赤磐市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を掲載しております。

次に 38 ページでございます。第 5 章は前計画、赤磐市地域公共交通網形成計画の検証でございます。こちらの内容につきましては、前回 8 月に行いました、第 4 回の会議において協議をいただきました内容でございます。説明は省略させていただきます。

47 ページまで飛んでいただきまして、第 6 章でございます。第 6 章は赤磐市の公共交通を取り巻く課題でございます、前章までの結果を踏まえて整理した赤磐市における公共交通の課題をまとめ、次の 49 ページに上げております。このような課題を整理しまして、次の 50 ページ以降でございますが、新たな計画を策定してまいりました。

50 ページをお願いいたします。第 7 章からが新たな計画の公共交通の基本的な考え方でございまして、計画の基本理念、基本方針、目標を挙げております。以後この基本目標に基づいて、それぞれ実施施策を挙げております。この内容につきましても、今年度の第 1 回の会議において協議をいただいた内容になっております。説明は省略させていただきます。

次に 54 ページまで飛んでいただきまして、第 8 章でございます。第 8 章は具体的な施策でございまして、赤磐市の公共交通の課題に対しまして、具体的な実施施策を掲載いたしております。こちらの内容につきましても、第 2 回の公共交通会議で決定いただいたものを、そのまま掲載をさせていただいておりますので、説明は省略させていただきたいと思います。

72 ページまで個々の施策を掲載してございまして、最後 73 ページでございます。73 ページは第 9 章で、計画の推進でございます。計画期間の全体、令和 5 年度から 10 年度までの評価の検証、また年度単位での評価検証を行い、必要に応じて事業の改善を図りながら、目標達成に向けて事業を推進していきます。

74 ページ以降は参考資料といたしまして、75 ページからはアクセシビリティマップの分析結果を掲載しております。84 ページからは令和 4 年 10 月に実施いたしました、アンケート調査結果を掲載しております。89 ページからは、第 2 次赤磐市総合計画、及び第 2 期赤磐市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組に関するアンケート調査結果を参考に掲載しております。91 ページには、計画策定までの経緯を掲載しております。最後の 92 ページには、令和 5 年 10 月現在の委員名簿を掲載しております。

して、委員名簿の氏名の中の括弧書きにつきましては、計画策定に携わっていただきました前任者の方も掲載させていただいております。
以上、簡単ではございますが、赤磐市地域公共交通計画の素案について説明を終わらせていただきます。

◇質疑応答・意見

会 長：基本的に前回まででいろいろご意見いただいて議論してきたものを1冊の形にまとめてきたということだと思うが、この件についてご意見ご質問をお願いしたい。

委 員：ここまでの協議をしっかりとめていただいて、ありがとうございます。こちらは意見というより、事務的なところでのご了承ののだが、今後、補助金と連動をする中で少し書きぶりを調整させていただきたいと、詳細な調整を事務局とお話しさせていただいている。中身について変わる部分ではないが、細かな修正が入ることをご了承いただけるとありがたい。

会 長：補助等をいただくために、国の様式、書き方に指定があるようで、少し文言の修正が入るとのことだ。

委 員：52ページの交通ターミナルの整備を将来的に進めていくということだが、整備はだいたいいつごろを予定しているか。

事務局：58ページから関連する内容になっているが、質問いただいた交通ターミナル整備については、施策として59ページに書かせていただいている。令和6年度からの計画ということになっているので、令和6年度から各種の調整を始めて着手していき、令和10年度にかけて整備を行っていく予定である。まだ細かいスケジュールは決まっていないが、来年度から少しずつ着手していき、令和10年度にはターミナルとしての強化ができるように頑張っていこう、というところである。

会 長：令和7年に実施というのは、つくり始めるというイメージか。機能強化とあるが、令和7年度に作って10年度にもう一回強化するのか。

事務局：令和6年度からさまざま準備を始めていくということで、着手しているということではある。令和7年度については、どこまでを実施と捉えるかにはなるが、少しずつ形ができあがっていくことになる。もちろん、ターミナルという箱にプラスアルファで当然交通体系も合わせて整理していく必要がある。令和6年度の1年でできるようなものではないので、令和10年度には、デジタルサイネージや待合所等も整えていきつつ、交通面もしっかり運行できるように整えていくというイメージである。

委 員：今回、道路管理者という立場で参加させていただいているが、東備地域事務所建設部の職員という立場で発言させていただきたい。32ページに立地適正化計画を載せていただいていると思うが、地域公共交通計画は、この立地適正化計画のハードに関する計画と認識している。密接不可分に関連しているので、念のため確認をしていただけたらと思う。34ページに開発準備区域が出ていると思うが、今さまざまな法規制の関係でクリアされるという前提で大変ご尽力されていると思う。今後大規模造成等にかかる開発協議等に係る際についても、当課は河川管理の事務所でもあるため、協議手続きなどもお願いできればと思う。

事務局：河川管理者の岡山県と必要な協議は、順次とってまいりたい。その際、河川管理者として何かしらしていただければ、こちらからの要望を申し上げたいと思う。その節はぜひよろしく願いいたします。

会 長：先ほど見せていただいた、32 ページの策定年月に黄色のハイライトがある。第 5 章にも黄色のハイライトがいろいろと見られるが、これはまだ未確定で調整中という意図だろうと理解した。会議の次の次第はパブリックコメントともなっているが、どの段階で黄色がなくなって確定となるか、教えていただけるか。

事務局：パブリックコメントの時点では黄色のマーカーは消して、素案として掲載させていただこうと思う。公共交通会議のこの場では、数値等に変更があるところで分かりやすく黄色にしているが、パブリックコメントではこの黄色は何か、となくかねないので、パブリックコメントは黄色のマーカーを外して意見を募集したいと思っている。

会 長：パブリックコメントの時はハイライトを取って、パブリックコメント後に修正するタイミングで確定の数値になるということでしょうか。

事務局：はい。

会 長：これまでずっとご議論していただいた内容であるため、内容的に特に大きな問題はないかと思う。特になければ素案について承認していただけるかどうか、お諮りしたいと思う。今提出していただいているものは、国との調整が最後少し残っているということだが、素案として承認ということでしょうか。

(一同承認)

会 長：特に反対がないので、承認とさせていただきたいと思う。

(2) パブリックコメントについて

◇資料説明

事務局：資料 2 をご覧ください。パブリックコメントについて説明をさせていただきます。資料の 1 ページをお願いいたします。簡単に説明させていただきます。先ほど承認をいただきました、赤磐市地域公共交通計画の素案につきまして、10 月 19 日木曜日から 11 月 17 日金曜日の期間で、パブリックコメントの実施を予定しております。意見募集の対象者は、市内に在住、在勤、在学の人、また市内に事務所又は事業所を有する個人、団体、法人としております。意見書の提出方法は、郵送、ファックス、ホームページからの電子申請、また、政策推進課、各支所の市民生活課、各出張所いずれかに持参をしていただくようにしております。パブリックコメントの実施につきましては、広報やホームページ等で周知を図っていきたく思っております。以上で、パブリックコメントについての説明を終わらせていただきます。

◇質疑応答・意見

会 長：パブリックコメントは、市としては常に同じ形でやっているということでしょうか。意見の募集について、10 月 19 日木曜日から 11 月 17 日金曜日、の約 1 か月間受け付けるということだ。パブリックコメントは寄せられる意見が少ないことが多い。これに限らず赤磐市の他のパブリックコメントも「電話やメールなど、上記以外の方法によるご意見はお受けできません」ということだが、電話はだめとしても、メールもだめなのか。後ろの方を見ると、電子メールアドレス

の連絡先を求めている。ここで勝手に変えてはいけないのだろうが、今時いろいろな方法があるかと思う。少しでも意見をいただける方法が多い方が良く思う。

委員：「意見募集対象者」について、たとえば市外から観光で来た人は対象にならないのか。赤磐市に観光などに来て、興味をもってきている人の意見も参考になるのではないかと、思った。そのあたりに縛りはあるのか。

事務局：観光で使われる方もおられると思うが、現在事務局で考えているのはそちらに書かせていただいているように、現在在住、在勤、在学、また、市内に事務所や事業所を有する個人、団体、法人である。先ほど先生もおっしゃられたように、なかなか意見を募集しても意見がないというところで、もっと意見を聞こうと思えば、そういうようなところも広げていく必要があるかと思うが、今のところは（１）、（２）の対象の方でお願いしたい。観光の方々の意見も聞く機会を設けていこうかと思う。

会長：期間が１か月ぐらいあるので、たくさん意見が出てくることを期待したい。特に意見がなければ、この形でパブリックコメントを実施する、ということで承認いただけるかどうか、お諮りしたいと思う。今回示していただいた形でパブリックコメントを実施することを承認いただける方は、挙手にて意思表示をお願いします。

（一同承認）

会長：では承認ということで手続きを進めてください。

（３）赤坂地域デマンド型市民バス運行概要について

◇資料説明

事務局：資料３をご覧ください。「（３）赤坂地域デマンド型市民バス運行概要」について、説明させていただきます。前回の公共交通会議においても、こちらの内容の概要は、簡単には触れさせていただいたのですが、今回、詳細についてご協議をお願いしたいと思います。

資料の１ページをお願いいたします。現在、赤坂地域において定時定路線で週２日、火曜日と金曜日に２路線各３便を運行しておりますが、本年度１月より市民の移動の利便性向上を目指して、市内のタクシー事業者とともにデマンド型市民バスの新たな運行形態を検討することで、タクシーと共存した移動を構築するものでございます。説明をさせていただきます前に、まず７の運賃の協議につきましては、本年の１０月１日の道路運送法の改正により従来、公共交通会議で協議をしていた協議運賃については、この交通会議以外の場で協議を行うように変更になってございます。この改正の趣旨としましては、複数の事業者、事業者団体が参加する場であった公共交通会議から協議運賃を分離し、一事業者しか参加しない協議会で協議することで、独禁法に抵触しない形に変更することとなっております。よって、この７の運賃協議につきましては、この会議終了後に協議会として別途開催し、協議する形となります。なお、協議会のメンバーについては、道路運送法で定められております、当該路線等をその区域に含む市町村から委員として前田副市長、当該運

賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者からは、有限会社赤坂タクシー様、当該路線を所管する地方運輸局長からは、岡山運輸支局の吉田委員さん、関係住民の意見を代表するものとしましては、各地域から代表として出席をいただいております山陽地域から末本委員、赤坂地域から友次委員、熊山地域から小山委員、吉井地域から金谷委員を、またオブザーバーとして橋本会長に協議会としての出席を、会議終了後によりしくお願いいたします。

よって7の運賃につきましては報告のみとして、協議事項からは外してご協議をお願いしたいと思っております。以上、今回この10月1日からの法改正に基づきまして、運賃の協議方法が変更になることについて事前に説明をさせていただきましたが、補足の方、岡山運輸支局からお願いできたらと思っております。よろしくお願いいたします。

委員：今回、10月1日から道路運送法の改正が施行されたことに伴いまして、交通会議の協議方法について変更ございましたので、この場を借りて説明させていただけたらと思っております。皆さまにお配りしました「改正道路運送法の協議運賃にかかる協議のあり方について」という資料を使いながら、説明させていただけたらと思っております。

まず、改正の趣旨という項目をご覧ください。通常、タクシーや乗合バスについては運送にかかるコストに、いわゆる適正な利潤を加えた運賃であるかどうか審査いたしまして、それに基づいて認可するという手法を取っておりますが、地域公共交通において地域の会議関係者の皆さまが連携する中で、より一層協働を促進し、地域に根差した輸送サービスを十分充実させていただくため、地域の関係者の間で協議が整ったときは協議運賃という形で届出による運賃を設定することが可能という取り扱いが、従来乗合事業について適用されておりました。この乗合事業の中にはいわゆるデマンド交通、乗合タクシーも含まれております。今回10月1日の改正に伴いまして、まず一点、乗合事業だけでなく、通常の一般タクシーについてもこの協議運賃というものを設定することが可能になりましたので、まず改正ポイント1ということでお伝えいたします。

そして改正の趣旨にある二つめ、ここが今回の会議で直接関係してくるところになります。先ほど地域の関係者の間で協議が整ったときには、協議運賃というものを設定可能であるをご案内いたしました。ただこの運賃の協議にあたっては、いわゆる事業者同士で運賃を具体的にいくらにするか相談をすることが独占禁止法に抵触する、といったことにならないように、今回改正によりまして、地域公共交通会議に複数の運送事業者が参加する場合であったり、各モードの労働組合であったり、バス協会、タクシー協会などのいわゆる業界団体が含まれる場合には、別途法律で定めるメンバーによる協議会で別途運賃について協議する必要があるということで、今回の改正により、ここに参加する法定のメンバーを明記させていただく形に変更しております。あくまでここでいう別途の会議につきましては、運賃にかかる部分になりますので、これまで公共交通会議で手続きしておりました、運行エリアであったり使用する車両であったり、そういった運賃以外のこれまで交通会議で協議していた内容については、従来どおり交通会議の場で協議する形になっております。あくまで運賃のみ別途協議という形になっていることをご了承いただけたらと思っております。

そして先ほど申しました、法定のメンバーについて記載しているのが資料の左下のところにオレンジ色で「バス・タクシーの運賃を協議するための協議会」と書いているところ、ここに法定のメンバーという形で提示されております。必ず参加していただくメンバーといたしましては、まず市町村または都道府県の代表の方、そして当該運賃等と定めようとする旅客自動車運送事業者、今回の場合でいうと赤坂タクシー様が運行事業者ということでこちらに該当します。そして3点目、当該路線を管轄する地方運輸局長、そして4点目ということで市町村の長または都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者、今回は交通会議の委員である四地域の委員の皆さまを指名する形で引きつづき会議の後に、運賃協議のために残って参加していただくこととなっております。

一応こちらの運賃についての協議会については、名称等も特に何々協議会にするということもございませんので、いわゆる分科会として設定することも可能になりますし、ワーキンググループのような形ですることも可能です。こちらについては自治体ごとの判断に任せる形となります。また、この協議運賃について、たとえば一つのエリアを複数の事業者様が運行するような場合は、それぞれ事業者様ごとに協議会を一個一個、個別に設ける形で協議が必要になるということで、あくまでこの協議会に参加する事業者は一社というところがメインとなっております。その関係で協議に参加するのが事業者様、そして住民も市町村が指名する者のみ、という形になっておりますので、事前にその他住民の方であったり、利用者の方であったり、あるいは利害関係人の方の意見を反映する措置を取る必要があるという形で、今回新しく規定されております。これに関する項目が、資料右下の方に書いているところです。意見を反映する措置については、基本的には自治体様の地域の実情に応じた形でしていただくようになります。たとえば公聴会のようなものを開いたり、パブリックコメントを開催したり、彼らの住民アンケートを実施したり、事業者様に対して個別にヒアリングをしたり、対応方法についてはお任せという形になります。赤磐市様については、住民の皆さまに以前バスの乗り方教室などで今回のデマンド交通について、こういった形で実施しますというところで案内していたり、あとは事業者様の皆さまに別途意見聴取の機会を設けておられたり、それに前回の交通会議で具体的にこの形で行きますということで報告事項として挙げていたり、複数回に渡りまして、この当該デマンド交通について皆さまの意見を募集する場を設けておりますので、こちらの方は取られていると整理させていただきます。

この10月1日より協議運賃に関して決議する場合は、交通会議から別途協議会ということで開催するようになっております。この運賃の協議のタイミング、開催の方法については、これも基本的には自治体の皆さまの実情に応じてお任せすることとなっております。資料の真ん中の少し下の方に開催のタイミング例ということで、たとえば交通会議の終了後に先ほどの法定メンバーのみを残して運賃を協議する場を残したり、あるいは地域の交通会議の開始前に事前にメンバーが集まって運賃について協議した上で、その後交通会議の場で報告事項として挙げたり、あるいはそもそも交通会議とは別の日に開催する、そういった方法をあくまで例として載せているのですが、方法については委ねる形とな

っております。今回は最初のパターン、地域交通会議が終了後に法定メンバーのみを残して運賃を協議するという手段を採らせていただく形としておりますので、この後参加される皆さまにおかれましては、少し残っていただくようになります。どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、今回の協議運賃にかかる協議のあり方についての説明とさせていただきますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございます。10月1日から道路運送法の改正に伴い、運賃にかかる協議の方法、取扱いが変わるということで、岡山運輸支局の方から説明をいただきました。それでは事務局からつづけて、赤坂地域のデマンド型市民バスの運行概要について、資料1ページ上から順に説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。事業の位置づけといたしましては、道路運送法4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業でございます。運行区域は赤坂地域全域でございます。目的地は主に町苅田周辺の医療機関、商業施設、公共施設、幹線バス停留所等を設定しております。運行方式につきましては、自由経路、乗降場所は指定乗車場所、ゴミステーションや集会所等、地区の方で現在指定をしております。運行日は月曜日から金曜日、運行回数は1日8便とし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始は運休としております。運行時間帯は午前9時から午後4時の毎時1便運行、実証運行の期間はこのような形といたします。車両はタクシー車両2台体制で行います。運賃につきましては、報告ということで説明だけさせていただきます。片道の普通旅客運賃が400円、回数旅客運賃は4,000円で400円券が11枚、2,000円で200円券が11枚と設定しておりますが、小学生以下の子ども、障害者、身体障害者手帳や療育手帳等の所持者の方、障害者等の付き添い者一人まで、運転免許返納者、おかやま愛カードの交付を受けている者、75歳以上の方は半額とします。なお、保護者同伴の乳幼児は無料といたします。回数券は車内、赤坂支所市民生活課で販売をいたします。運行事業者といたしまして、有限会社赤坂タクシー1社を予定してございます。利用対象者の制限はございませんが、事前の利用者の登録は求めます。予約・受付につきましては、事業者の通常のタクシー受付業務との兼務としております。予約は当日1時間前とし、9時便のみ前日の17時までとしております。運行開始日は、令和6年1月15日月曜日を予定してございます。運行経費は市補助金として、定額補助のコールセンターの運営経費プラス実際にかかった運行経費としております。1か月の利用人数が50名程度であれば、月額約40万円程度の補助金となる見込みでございます。

次に2ページ目には、運行区域図でして、運行区域は赤坂地域全域でございます。3ページ目には、目的地の一覧表を添付しておりますので、ご覧いただけたらと思います。こちらの事業の内容につきましては、赤坂タクシーさんとも事前に協議を重ねて、現在この内容で内諾をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、説明は以上とさせていただきます。

◇質疑応答・意見

会長：これまでも何回かご紹介いただいた内容で、特段新しいことはないかと思うが、国の制度が少し変わったというところのみの変更だ。特に意見がなければ、この案で承認していただけるかどうか確認したい。赤坂地

域のデマンド型市民バスの運行概要につきまして、承認いただける方は
挙手にて意思表示をお願いいたします。

(一同承認)

会 長：では承認ということで、手続きを進めてください。

(4) 地域内フィーダー系統確保維持計画変更届について

◇資料説明

事務局：資料4をご覧ください。「地域内フィーダー系統確保維持計画変更届」
について説明をさせていただきます。この地域内フィーダー系統の確保
維持計画につきましては、現在吉井地域のデマンド型市民バスの運行に
対して、例年国へ補助金の申請をしているところでございまして、令和
5年9月29日付で計画の認定をされているところでございます。先ほ
どの協議事項「(3) 赤坂地域デマンド型市民バス運行概要について」
で承認をいただきましたことに伴いまして、新たに赤坂地域におい
ても、この吉井地域と同様に補助金申請を行いたいため、計画の変更を行
うものでございます。

資料の3ページをお願いいたします。赤字で記載しているところが、新
たに赤坂地域の概要を追加した箇所となります。赤坂地域においても令
和3年4月1日より過疎地域に指定されました。吉井地域と同様に、市
民バスの利用者が減少傾向にあり、市内に点在する利用不便地域への移
動手段の確保を含め、市民にとって利用しやすく持続可能な公共交通体
系の構築が課題となっております。市では効果的、効率的で持続可能な
公共交通体系として、デマンド型市民バスの運行を検討しております。
令和6年1月から、赤坂地域を定時定路線からデマンド型へ運行形態を
変更し、実証実験としてスタートします。今後は1月から3月の実証運
行により意見等を踏まえ、令和6年4月から本格運行へ移行する予定で
ございます。

21ページをご覧ください。21ページ「赤坂地域デマンド型市民バス導
入に伴う地域公共交通確保維持事業の目標値設定について」でございま
す。はじめに赤坂地域全体の人口を、地区別に表にしておりまして、令
和5年4月1日時点、全体で3,811人でございます。その下の表は、赤
坂地域の人口の推移を見込んだ表でございまして、令和5年から令和8
年の人口推移の表でございます。

次に、22ページ下の表でございます。赤坂地域における人口減少によ
る利用者の減少に、歯止めがかからない状況であります。乗り方教室
や無料お試し乗車券の配布等を行い、利用促進に努めているところでご
ざいます。しかし、利用者の状況は令和2年度1,173人の利用がありま
したが、令和3年度には752人、令和4年度には552人と、年々減少傾
向であります。このような状況において、何も手を打たなければさらに
利用者は減少の一途をたどることが予測されることから、先ほど前段で
も説明をさせていただきましたが、今後1月から3月の間、実証運行を
行い、その意見を踏まえ、令和6年4月から本格運行へ移行させ、利便
性の向上を図る、このような効果を踏まえ事業の目標値を設定させてい
ただきました。令和6年度の年間のべ利用者数を500人で、令和7年

度、令和8年度、660人と目標を設定させていただきました。理由といたしましては、赤坂地域内のバス停400m圏域内の人口割合は現在83.6%であり、地域内全体での市民バスのべ利用者数は、令和4年度552人、月平均が46名の利用があったことから、現在の赤坂地域において、デマンド型市民バスを運行することで地域内のすべてが運行区域となり100%となることから、増加率1.19倍となります。よって、令和4年度の月利用者人数46人に1.19倍を見込んだものを、のべ利用者の目標値として設定させていただきました。

23ページ以降、運行の概要等添付しておりますが、説明は省略させていただけたらと思います。主にこの目標値の設定を説明させていただきました。簡単ではございますが、説明は以上とさせていただきます。

◇質疑応答・意見

委員：私は赤坂に住んでいて、11月25日に赤坂地域の一部、4分の1から3分の1ぐらいの地域でデマンドの説明会をやるということで準備している。足がない方たちには、是非その勉強会に参加していただきたいが、現状は足がない人の中にはその会場へ行くのが難しいという人もいます。市の方でマイクロバスを出していただいて勉強会をやる地域を一周していただければ、足がない方でも勉強会に参加して、デマンドはどのようなものかということを知っていただけたらと思う。しかし、今回政策推進課の方へお願いした結果では、それは土曜日でもあるしマイクロバスを出すわけにいかないということでお断りされた。残念だが、今私の方でそれは承諾している。今後何かいい展開があれば、マイクロバスを出していただけたら助かると思っている。

事務局：今回、地区社協さんの主催で、少し大きい地域での開催となり、遠い方はなかなかそこまで行けないという話は承知している。今回はマイクロバスの話ではあるが、もう少し小さい地域で説明をしていくことも必要ではないかとも思う。ご要望があれば、是非小さい地域を回らせていただいて、集会所等を会場に丁寧にお話しさせていただければいいかと思う。確かに、そもそもそこに行けないという現実を私たちもここでしっかり認識させていただいた。今後対応していきたいと思う。

会長：そもそも移動ができないためにこのサービス使う必要があるの、使い方を聞きにここまで来いというのは無礼な話かと思う。やはり細かく地域を回っていただかなければ、この手のことは結局周知されないということになる。ご要望があればではなく、どんどん行っていただけたらいいかと思う。

他にこの計画変更の件について、何かあればお願いしたい。現状の利用実態をもとにカバー率がどう変わるか、という計算をさせていただいている。特になければこの案で承認いただけるかどうか、お諮りしたいと思う。

この今回の変更届につきまして、承認いただけるという方は挙手にて意思表示をお願いいたします。

(一同承認)

会長：では承認ということで手続きを進めてください。

(5) 赤磐市バス運行に関する条例の改正について

◇資料説明

事務局：資料5をご覧いただけたらと思います。「赤磐市バス運行に関する条例の改正」について簡単に説明させていただきます。
1ページをお願いいたします。こちらの改正案件につきましては、先ほどの協議事項3で協議・承認をいただきました、赤坂地域デマンド型市民バス運行に伴う運行の路線追加、また料金の追加改正でございます。ならびに、令和6年4月1日から市民バス及び広域路線バスにおいても、65歳以上の人の使用料を半額免除、運用としましては運転手への赤磐市ハレカハーフ等の提示によるものでございます。行うにあたって、使用料の免除等を定めるための改正でございます。新旧対照表を参考に添付しておりますのでご覧いただけたらと思います。この条例改正案につきましては、12月の赤磐市議会へ上程させていただく予定としております。簡単ではございますが、説明は以上とさせていただきます。

◇質疑応答・意見

会長：どこをどのように改正したのか、かいつまんで大事なところをもう少し教えていただけるか。

事務局：具体的には赤坂地域のデマンドを導入することにあたり、デマンド区域を赤坂地域全域として設定し、料金は400円と設定している。料金は吉井地域では200円と設定されているが、赤坂地域は赤坂地域全域ということで運行路線名の追記をさせていただき、使用料は新たに400円と設定させていただいた。第4条の第2項で無料の規定を行っている。赤坂地域において、デマンド型市民バスを保護者とともに使用する乳幼児については、無料と規定している。2ページ目、第5条は使用料の免除ということで、別表1に定めるデマンド型市民バスを使用する乳幼児を挙げている。赤坂地域とは別途に最後に書かせていただいた、現在整備を進めている令和6年4月1日からの赤磐市ハレカハーフは、第6項として新たにここへ規定しており、65歳以上の者で赤磐市ハレカハーフを所持する者、または市長が定めた別に定めた65歳以上を確認できるカードを所持する者について、使用料を半額免除と新たに記載している。

会長：料金体系は赤坂地域が入ってきたための修正と、第4条の2について、もともと第4条の中に入っていたものを少し分けて表現するようにしたこと、ハレカハーフに関わる場所が少し増えてきたということであった。他にご質問やご意見はないか。

副会長：改正の案ということで、先ほど国の方の協議のあり方の説明があった。今、予定として400円や半額であることについて、後からの協議会の中で予定どおりになるか、少しいろいろなご意見があるかは分からないが、協議会で決まったことを次回の公共交通会議の中でも確定する、という位置づけでよいか。

事務局：公共交通会議では報告案件として、協議会で協議をして協議運賃は決定する。公共交通会議では次回会議で報告させていただく形になるかと思う。

副会長：事務局的にいろいろなことを勘案してこの中に盛り込んでいるが、運賃については、この後にある協議会の方で、一緒の金額になればという予定としての、今の説明ということよろしいか。

事務局：はい。

会長：だとすれば、これはここで協議する協議事項でないということによろしいか。この中で協議事項（５）として取り扱っているが、これはあくまで報告事項ということによろしいか。

事務局：はい。

会長：報告事項で特に皆さまにお諮りはしないということだが、一応ご意見は何えるということだ。それも含めて協議会で協議していただくということだ。

今、独立させた第４条第２項の（２）で「別表第１に定める市民バスデマンド（予約乗合）型」について、「保護者とともに使用する乳幼児」となっているが、上の方は「保護者とともに使用」しなくていいようだ。デマンドの方は、保護者とともに使用する乳幼児ということで、乳幼児が乗る時には保護者が乗らないといけない、あるいは保護者なしで乳幼児が乗るときには、正規な料金ということか。

事務局：小学生以下、幼児年長さんぐらいであれば一人で乗る可能性はある。その場合は半額 200 円をいただく、保護者同伴の場合は無料とする、という設定にさせていただいている。デマンドタクシーは市民バスとは違って、赤坂であれば天満屋ハピーズとかザグザグとか町苅田周辺というところで目的地が決まっている。たとえば幼児だけが目的地へ行って、そこでおばあちゃんやご家族の方が子どもと待ち合わせをするなど、子どもだけが使う可能性もある。子ども一人で使う場合には 200 円をいただき、保護者と同伴で使う場合には無料ということ、そのように設定させていただいた。

会長：子供だけで乗る場合は、200 円か。

事務局：はい。400 円の半額となる。

会長：半額というのはどこに書いてあるのか。

事務局：第５条の（２）、「別表第１に定める市民バスデマンド（予約乗合）型を使用する乳幼児。ただし、前条第２項第２号に規定する乳幼児を除く」という箇所である。

会長：保護者がいない場合は半額、ということだ。
では特に新しい意見がないため、ここまでとしたい。

3. その他

（特になし）

4. 閉会

副会長挨拶